

令和2年度会計事務実地検査の結果

県では、地方自治法第149条第5号に定める知事の会計監督権の行使として、毎年度、本庁の所属や現地機関に対する会計事務の実地検査を実施している。

令和2年度は、事前通告式の「巡回指導（一般検査）」と無通告式の「特別検査」の2種類の検査方法によって、下記のとおり実地検査を実施した。

1 実地検査の実施概要

(1) 実地検査の実施方法

ア 実施期間

令和2年9月から令和2年12月まで
(延べ検査日数 77 日)

イ 実施体制

出納事務局の職員（教育委員会及び警察本部の併任職員 14 名を含む。）51 名及び各県事務所出納課の職員 25 名を検査員に任命し、76 名体制により実施。
(延べ検査員数 210 名)

ウ 検査方法

①概要

例年の基準で選定した機関のうち、不適正な会計事務を行うリスクが高いと考えられる機関（次の（1）又は（2）に該当する機関）を選定

- (1) 過去5年間の実地検査（巡回・特別）で（1又は2回）指摘のあった機関
- (2) 令和元年度の定期監査で指摘のあった機関

ただし、今年度は、次の機関は対象外とした。

(ア) 新型コロナウイルス感染症の感染による重症化リスクの高い児童・生徒等が通う機関

- ・医療機関
- ・特別支援学校

(イ) 新型コロナウイルス感染症対応に集中すべき機関

- ・健康福祉部

②巡回指導（一般検査）

・現年度分を中心に、会計事務全般を対象として、書類や現物の確認等を実施。

・実施機関数 64 機関

本庁 : 3 課・室

現地機関：OKB ふれあい会館・総合庁舎内 6 機関

単独庁舎 55 機関

③特別検査

・現金及び金券類の管理状況や金庫の現況の確認に特化して、抜き打ちで実施。

・検査実施時期を推測しにくくすることによる牽制効果及び不適正会計事務の

発生の懸念がある地方機関への検査の実効性の向上を目的に、出納事務局及び各出納課が所管地域より抽出して実施した。

- ・実施機関数 19 機関
 - 本庁 : 7 課・室
 - 現地機関：OKB ふれあい開館・総合庁舎内 5 機関
 - 単独庁舎 7 機関

(2) 検査方針

ア 巡回指導（一般検査）

<検査の基本方針・目的>

会計事務の適正な執行を確保し、特に内部牽制機能の強化を図ることにより、不適正な会計事務処理を未然に防止する。

<検査項目>

- 前回指摘事項の改善状況
- 内部牽制・内部管理機能の状況 **重点項目**
- 現金・金券類の取扱状況
(金庫の現況確認を含む。)
- 物品の管理状況 **重点項目**
- 収入事務
- 支出事務 ※下記の事実確認を含む

『岐阜県政再生プログラム』に基づく事実確認

平成 18 年 7 月に発覚した不正資金問題を受けて、同年 9 月に県が策定した『岐阜県政再生プログラム』に基づき、下記の経費について、事実関係を証明する資料の現認や職員へのヒアリングなどを行い、その支出の根拠となる事実があることを確認した。<会計事務の現地検査における事実確認>

経費の種類	確 認 内 容	確認件数
賃 金	○雇用の事実を確認 ・ 雇員台帳、雇用通知書、事務分掌表、職員配席図等により雇用の状況を確認 ・ 必要に応じ、本人に対して面接、電話調査等を実施	113
旅 費	○旅行の事実を確認 ・ 会議開催通知など旅行の目的を明示した書類を確認 ・ 泊付については、宿泊の事実確認書により確認 ・ 精算旅費は、連続しない 2 か月分について確認	490
対外交流費	○会議等の開催の事実を確認 ・ 債権者に対し、開催の有無、出席者数、料理単価等を電話確認	2
修 繕 料	○5 件を抽出して修繕の事実を確認 ・ 写真又は直接現物を確認	376

	・必要に応じ、履行確認を行った者に聞き取りを実施	
備品購入費	○5件を抽出して備品購入の事実を確認 ・物品一覧表の登録状況を確認し、その備品を現認	321
計		1,302

イ 特別検査

<検査の基本方針・目的>

現金・金券類や金庫を抜き打ちで検査し、不適正事案の再発防止を図る。

<検査項目>

○現金・金券類の取扱状況（金庫の現況確認を含む。）

2 実地検査の結果

(1) 巡回指導（一般検査）

ア 検査結果の概要

- ・一般検査を実施した64機関のうち、約3分の1（32.8％）に当たる21機関に対して、38件の文書指摘を行った。
- ・この21機関の内訳をみると、4機関が知事部局、16機関が教育委員会（15機関が高等学校）、警察本部が1機関で、それぞれの文書指摘件数は6件、31件、1件であった。

【部局別の文書指摘状況】

区 分	実施機関数		文書指摘機関数		文書指摘件数	
		構成比		構成比		構成比
知事部局	18機関	28.1%	4機関	19.0%	6件	15.8%
教育委員会	37機関	57.8%	16機関	76.2%	31件	81.6%
県立学校	36機関	56.2%	15機関	71.4%	30件	79.0%
その他	1機関	1.6%	1機関	4.8%	1件	2.6%
警察本部	9機関	14.1%	1機関	4.8%	1件	2.6%
合 計	64機関	100.0%	21機関	100.0%	38件	100.0%

- ・文書指摘件数を指摘事項別にみると、次の表のとおり、支出事務に関する件数が、他の指摘事項に比べて多くなっている。

【文書指摘件数の指摘事項別内訳】

区 分	文書指摘件数	部 局 別 内 訳			
		知事部局	教育委員会		警察本部
			県立学校	その他	
① 内部牽制機能の状況	3	0	3	0	0
② 内部管理機能の状況	2	0	2	0	0
③ 現金・金券類の取扱状況	3	0	3	0	0
④ 物品の管理状況	5	2	2	1	0
⑤ 収入事務	2	2	0	0	0
⑥ 支出事務（契約関係）	6	1	4	0	1
⑦ 支出事務（補助金関係）	1	0	1	0	0
⑧ 支出事務（その他）	16	3	13	0	0
合 計	38	8	28	1	1

イ 文書指摘の主な内容

① 内部牽制機能の状況

- ・日付が空欄の支払証拠書類が散見され、収支等命令者、出納員及び会計員がそれぞれの義務を十分に果たしていなかった。
- ・支払先誤りや支払金額誤り等不適切な会計事務処理が散見され、収支等命令者、出納員及び会計員がそれぞれの義務を十分に果たしていなかった。

② 内部管理機能の状況

- ・現金出納簿について、記載原因の発生の都度記入されていなかった。
- ・出納員口座への資金滞留が散見された。

③ 現金・金券類の取扱状況

- ・特別の理由がなく収納した現金の払込みが遅延していた。
- ・現金領収証書において、書き損じた場合に、その旨及びその理由が記入されていないものがあった。
- ・立替払の事前決裁が立替払承認日以前に作成されていた。

④ 物品の管理状況

- ・不用決定がされないまま廃棄されていた。
- ・不用決定にあたり、必要な知事の承認がされていなかった。
- ・台帳上存在する物品を廃棄・亡失していた。

⑤ 収入事務

- ・授業料等滞納者記録簿が作成されていなかった。
- ・納期限までに完納されなかった納入者に督促状の発付がされていなかった。

⑥ 支出事務（契約関係）

- ・契約金額が50万円を超える契約について、請書が徴取されていなかった。
- ・入札保証金の免除手続きがされていなかった。
- ・契約保証金の免除手続きがされていなかった。
- ・レンタル料について、レンタル期間初日に検査が行われ、同日付けの請求書に基づき支出金調書が作成されていた。
- ・契約審査会で同等品不可とする機種の選定理由が審査されていなかった。

⑦ 支出事務（補助金関係）

- ・交付申請書兼実績報告書を徴取することなく、また、交付決定及び額の確定通知書も未作成のまま補助金を支出していた。

⑧支出事務（その他）

- ・前年度指導を受けたにもかかわらず、長期間遡及して作成された事前決裁があった。
- ・窓付き封筒の支払先を誤って支払ったため、結果的に正当な債権者への支払いが遅延した。
- ・ガス代について、誤った単価で請求された請求書により支払っていた。
- ・消耗品の支払いにおいて、支払先からの照会で誤支払が発覚し、戻入を行ったが、結果正当債権者への支払いが遅延した。
- ・産業医の報酬を昨年度の月額で支払っていた。また、翌月までに支払うこととされているにもかかわらず、5～7月分を8月にまとめて支払っていた。

(2) 特別検査

ア 検査結果の概要

- ・説明のできない現金・金券類はなく、おおむね適正に管理されていた。
- ・特別検査を実施した19機関のうち、2機関に対して2件の文書指摘を行った。

【部局別の文書指摘状況】

区 分	実施機関数		文書指摘機関数		文書指摘件数	
		構成比		構成比		構成比
知事部局	9機関	47.4%	1機関	50.0%	1件	50.0%
教育委員会	6機関	31.6%	1機関	50.0%	1件	50.0%
県立学校	4機関	21.0%	1機関	50.0%	1件	50.0%
その他	2機関	10.5%	0機関	0.0%	0件	0.0%
警察本部	4機関	21.0%	0機関	0.0%	0件	0.0%
合 計	19機関	100.0%	2機関	100.0%	2件	100.0%

- ・文書指摘件数を指摘事項別にみると、次の表のとおり、現金・金券類の取扱状況に関するものであった。

【文書指摘件数の指摘事項別内訳】

区 分	文書指摘件数	部 局 別 内 訳			
		知事部局	教育委員会		警察本部
			県立学校	その他	
①内部牽制機能の状況	0	0	0	0	0
②内部管理機能の状況	0	0	0	0	0

③現金・金券類の取扱状況	2	1	1	0	0
合 計	2	1	1	0	0

イ 文書指摘の主な内容

①内部牽制機能の状況

- ・文書指摘事項なし。

②内部管理の状況

- ・文書指摘事項なし。

③現金・金券類の管理

- ・調査書の写しの交付において収納した現金の指定金融機関への払込みが、特別の理由がなく遅延していた。
- ・郵便切手及び収入印紙について、年度当初の繰越分及び購入分の全額を供用者に払い出し、必要最小限度以上の払出がなされていた。

3 検査結果の総括と次年度の対応

(1) 検査結果の総括

- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、巡回指導（一般検査）と特別検査を合わせて、文書指摘を行った機関数は例年の3分の1程度に縮小して実施したことを踏まえると、指摘件数は108件（1/3の場合36件）から40件と増加した。
- ・これは、一部の機関において多数の指摘事項が散見されたことや、前年度指導を受けたにもかかわらず、長期間遡及して作成された事前決裁があったために、文書注意事項が文書指摘事項となったこと、また、依然として文書指摘の対象となる不適切な取扱いが一定数確認されたことによる。
- ・文書指摘の内容のうち、契約に係る手続きや帳簿の記載等の単純な事務誤りについては担当者の認識不足により発生したと考えられるが、一方で、支払先や支払額の誤り、実績報告や交付決定を行わずに補助金を支出した等の会計事故への危機意識不足から誤った対応がされていたと思われるものもあった。
- ・大部分の指摘事項については、所属内において会計事務に関し相互にチェック機能を働かせることによって発生を防止することができたものであると考えられる。

(2) 次年度の対応

- ・令和3年度に実施する実地検査のうち巡回指導（一般検査）については、今年度に引き続き各機関に対する「指導」に重点を置き、会計事務に関する意識の向上や知識の浸透に努める。
- ・また、令和2年度に引き続き、内部統制制度の実践状況（会計事務）について確

認するとともに、各機関内で適正な会計事務の確保に向けた内部牽制機能や内部管理機能が十分に発揮されるよう所属長や出納員を中心に必要な指導を行っていくこととする。

- ・会計事務に関する職員研修等では、各職員が主体的に会計事務に取り組むことの重要性を改めて周知することにより職員全体の資質向上を目指すとともに、実地検査の文書指摘や文書指導の内容を参考事例として使用することにより、正しい会計事務の意識付けに努めることとする。
- ・連続して文書指摘や文書注意による指導を受けている所属や内部牽制機能が十分に発揮されていないと思われる所属に関する情報を、引き続き関係機関に提供し、組織としての対応・防止策を求めていくこととする。